

奄美群島振興開発基金を取り巻く状況

1. 奄美群島振興開発基金の概要①

1. 設置目的

奄美群島振興開発特別措置法に基づき設置され、奄美群島における産業の振興開発を促進し、奄美群島の経済の発展に寄与するため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

2. 出資金

平成23年度末現在：164億円

※内訳

国	： 102億円 (62.1%)
鹿児島県	： 42億円 (25.9%)
群島内市町村	： 20億円 (12.0%)

3. 業務概要

- 保証業務
〔23年度実績：16億円 保証残高：47億円〕
- 融資業務
〔23年度実績：15億円 融資残高：66億円〕

4. 沿革

- 昭和28.12 奄美群島が日本に返還
- 昭和29.6 奄美群島復興特別措置法制定
- 昭和30.9 奄美群島復興信用保証協会
(保証業務)
- 昭和34.3 奄美群島復興信用基金
(融資業務追加)
- 昭和39.4 奄美群島振興信用基金
- 昭和49.4 奄美群島振興開発基金
- 平成16.10 独立行政法人奄美群島振興開発基金

1. 奄美群島振興開発基金の概要②

所在地

【本部】

鹿児島県奄美市
名瀬港町1番5号

【徳之島事務所】

鹿児島県大島郡徳之島町
亀津2928-4

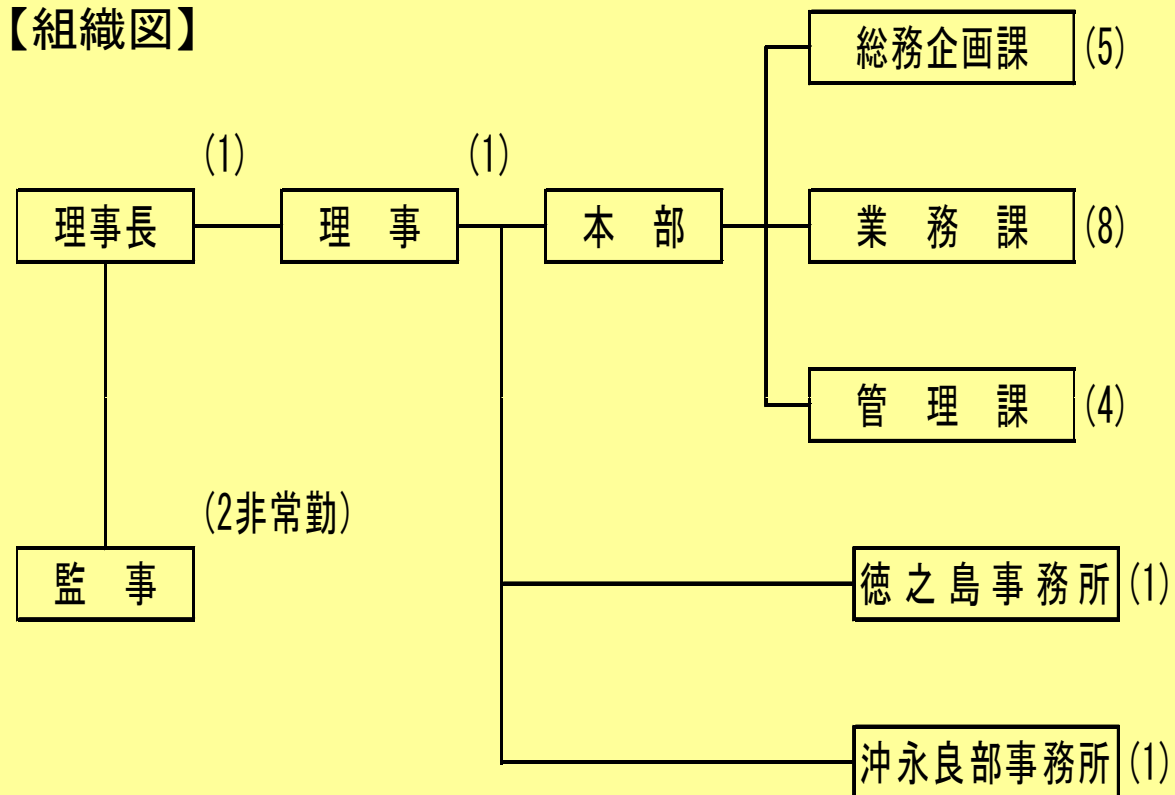
【沖永良部事務所】

鹿児島県大島郡和泊町
和泊1225

従業員数

19人（役員を除く）

【組織図】



2. 独立行政法人改革における奄美群島振興開発基金の対応経緯①

	閣議決定	対応状況等	成果
<p>「特殊法人の整理合理化について」 (平成7年2月24日閣議決定)</p>	<p>○ 奄美群島振興開発基金については、奄美群島振興開発特別措置法を踏まえ、地域振興のための債務保証・出融資に配慮しつつ、地域関係機関との連携を強化し、業務の効率化を図る。</p>	<p>○ 決定事項を受けて、以下の業務改善を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域関係機関との連携強化（情報交換、合同督促の実施等） ・ 内部審査体制の強化（審査会の設置） ・ 組織機構の改善（配置転換により債権管理担当1名増加） ・ 内部検査体制の強化（検査委員会による検査と検査対象の拡大） 	<p>○ 審査会設置による審査の厳格化及び合同督促等による債権管理強化が図られた。</p> <p>また、内部検査体制強化により内部統制の充実が図られた。</p>
<p>「特殊法人のディスクロージャーについて」 (平成7年12月19日閣議決定)</p>	<p>○ 特殊法人は、関係法令及び特殊法人等会計処理基準等の基準に基づき、適切な会計処理に努めるとともに、これにより作成された財務諸表等の公開を積極的に実施する。</p> <p>○ 次の事項を決算終了後、遅くともその年の9月末までに官報等に掲載する方法により公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①貸借対照表及び損益計算書の概要 ②主たる事務所の所在地、ディスクロージャー担当部署及びその電話番号 ③事業計画 ④国からの出資金、補助金等の額（進行中の年度の予算） ⑤関係会社一覧 ⑥組織の概要（役員、職員数） 	<p>○ 平成7年度決算から官報公告の迅速化、内容拡大に対応。 (平成8年8月5日付官報にて公表)</p>	<p>○ 適切なディスクロージャーの実施が図られた。</p>
<p>「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年6月～12月閣議決定計3回)</p>	<p>※ 奄美基金について、個別事項としての指摘はなし。</p>	<p>○ 閣議決定で個別指摘はなかったものの、見直し議論等の経緯を踏まえ、下記合理化策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年4月より本部を4課体制から3課体制へ見直し。（債権管理関係課の統合） ・ 平成10年5月 東京事務所を廃止 非常勤理事1人（在：東京事務所）を廃止 ・ 平成11年4月 理事を2人から1人に減員 	<p>○ 内部体制の見直しによる債権管理体制の強化が図られた。</p> <p>○ 役員数の減及び東京事務所廃止により一般管理費削減が図られた。</p>

2. 独立行政法人改革における奄美群島振興開発基金の対応経緯②

閣議決定	対応状況等	成果
<p>「特殊法人等整理合理化計画」 (平成13年12月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証業務及び融資業務について、保証残高の縮小、民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し等の措置を講じ、財務の健全化を図る。 (個別措置事項) ① 出資業務については、遅くとも平成17年度末までに、廃止する。 ② 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ③ 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ④ 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。 ⑤ 独立行政法人とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成17年度末をもって出資業務廃止。 ② 独立行政法人通則法（第34条第4項）に基づき、適切な情報開示を実施。 ③ 業務方法書に基づき、基金の理事長が決定。 ④ 基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検チームにて業務運営全般の協議を実施。 ⑤ 平成16年10月1日独立行政法人に移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保証残高については、承諾及び残高規模ともに縮小を図り財務内容改善に努めた。 ○ 情報開示の充実、内部評価・点検等の実施等適切な業務運営体制の実施が図られた。 ○ 独立行政法人の法人形態による業務計画の実施、評価、企業会計の導入等適切な改善が図られた。
<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本とし、これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年3月に中期計画を変更し以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（退職手当等を除く）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記削減については引き続き対応に努めており一般管理費縮減が図られている。
<p>「経済財政改革の基本方針2007」 (平成19年6月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決定事項を受けて、見直しの検討を開始。 	

2. 独立行政法人改革における奄美群島振興開発基金の対応経緯③

閣議決定	閣議決定	対応状況等	成果
<p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」 (平成19年8月10日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）。 ○ 運営の徹底した効率化（独立行政法人の効率化）。 ○ 自主性・自律性の確保（独立行政法人の自律化）。 ○ 直接金融から民間金融の補完へ、リスク管理・回収等金融業務実施機能の強化、直接金融からの撤退、不良債権の早期処理等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決定事項を受けて、見直しの検討を開始 	
<p>「独立行政法人整理合理化計画」 (平成19年12月24日閣議決定)</p>	<p>(個別措置事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等に対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。 ○ 融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。 ○ 債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の金融機関で対応できない、あるいは、奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件について具体的な検討を行い、以下のとおり融資メニュー等の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。 ・ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。 ・ 地域資源等振興資金に大島紬業等特産品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬業等特産品振興資金については廃止。 ・ 短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業に限定。 ・ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。 ○ 保証限度額の見直しや保証のカバー率の引き下げについて具体的な検討を行い、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ及び一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ（4億円→2.3億円）を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美群島の産業特性及び実情等を踏まえた融資制度の改善が実施された。 保証業務においては責任共有制度の導入等によるリスク分担体制が確立されるとともに実態を踏まえた適切な保証限度額の改善が図られた。

2. 独立行政法人改革における奄美群島振興開発基金の対応経緯④

閣議決定	対応状況等
<p>「独立行政法人の抜本的見直しについて」 (平成21年12月25日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全法人の全事務・事業について、国民的視点で、実態を十分把握し、聖域無く厳格な見直し。 ○ 独法制度自体の根本的見直しも含め、制度の在り方を刷新。 ○ 事業仕分けを通じて明らかになった組織、制度などの課題に取り組み、結果を得たものから順次速やかに実行。 ○ 内部ガバナンスについて法整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政刷新会議ヒアリング（平成22年3月19日） 対応：国土交通省、奄美基金 <p>【質問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の必要性 ・ 事業規模 ・ リスク管理債権割合が高い理由等
<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。 ○ 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。 ○ 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。 ○ 不要資産の国庫返納、事務所等の見直し、人件費・運営管理の適正化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人改革に関する分科会第3WGヒアリング（平成23年10月6日） 対応：国土交通省、奄美基金 <p>【質問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金に関する国会審議内容等 ・ 奄美群島における基金資金のシェア ・ 保証・融資業務の必要性 等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人改革に関する分科会第3WGヒアリング（平成23年10月21日） 対応：国土交通省、奄美基金 <p>【質問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会中間報告に関する地元報道内容 ・ リスク管理債権割合の推移と変動要因 ・ リスク管理債権解消に向けた取組の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民営化・政策金融公庫移管・ガバナンス強化検討グループ合同ヒアリング (平成23年10月31日) 対象：住宅金融支援機構、福祉医療機構、石油天然ガス機構、中小企業基盤機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金 対応：国土交通省、奄美基金 <p>【(事前)質問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化・政策公庫への移管の可否について ・ ガバナンスの強化、金融業務の規律向上に対する考え方

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）

（個別措置事項）

- 今後、本法人の機能を安定的かつ効果的に果たしていくため、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定める とともに、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、信用保証業務や自治体からの出資の扱いなどの問題を検討した上で組織・業務の見直しを行う。
- 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とし、金融庁検査を導入する。

3. 奄美群島振興開発基金第三者委員会報告の概要①

1. 背景

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を受け、基金内部に外部有識者等からなる第三者委員会を設置し、措置すべき事項に対応するための検討報告が行われた。

2. 第三者委員会委員

- 地域金融機関関係者
内田 良信 ((株)鹿児島経済研究所 代表取締役)
- 地元商工関係者
川田 光弘 ((株)奄美エーストラベル 代表取締役)
- 公認会計士
玉川 恵 ((株)丸屋本社 代表取締役)
- 地元行政機関
則 敏光 (奄美群島広域事務組合 事務局長)

3. 開催スケジュール

- 第1回 平成24年7月18日
- 第2回 平成24年8月21, 22日
- 第3回 平成24年9月20, 28日
- 第4回 平成24年10月22日

※設置日は平成24年6月25日

4. 報告の論点

- 組織、業務の見直し、目的を踏まえた今後の奄美基金の在り方
 - ・奄美基金の現行業務体制の必要性と今後の業務の在り方
(奄美群島の産業振興により一層貢献するために必要な業務:助言業務の更なる強化等)
 - ・類似業務を行う他の法人等との業務、制度面での比較・検討
 - ・県、市町村の出資者との関係、出資金の取扱等
- ガバナンスの強化、金融業務型の成果目標達成法人としての在り方
- 繰越欠損金解消に向けての具体的な計画作成
 - ・収支改善策
 - ・長期収支試算

3. 奄美群島振興開発基金第三者委員会報告の概要②

<p>(1)組織、業務の見直し、目的を踏まえた今後の奄美基金の在り方</p>	<p>【統合についてのメリット・デメリット比較】</p> <p>① 奄美基金と累次の業務を行う機関である日本政策金融公庫との統合の是非については、統合をした場合と統合せずに現行の体制で継続する場合の双方にどのような合理性があるかを比較し、慎重に検討することが必要である。</p> <p>a. 日本政策金融公庫と統合する場合のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度額、金利、貸付機関等の融資条件面で有利 ・ 間接部門の業務の統合・合理化 他 <p>b. 現行の基金により運営する場合のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証と融資の業務を併せてワンストップで、かつ、第一次から第三次産業まで総合的に対応可能 ・ 地元の中小零細事業者に対して、地域の経済社会情勢を把握してきめ細やかなサービスを提供 ・ 地元で意志決定機能を有し、迅速かつ機動的な対応が可能 他 <p>【地元自治体の意向を踏まえることが必要】</p> <p>② 奄美基金は、他の金融機関や独立行政法人とは異なり、当該地域限定の特別な目的のために設置されており、この活動を支えるべく国のみならず鹿児島県及び奄美群島12市町村からも出資支援を受けている。このため、機関統合等を含む業務見直しにあたっては、地元自治体からの意見を踏まえての議論が必要である。</p> <p>また、これに関連して、仮に統合をすとなった場合に、この出資金の扱いをどうするのかについても検討が必要である。</p> <p>【強化が図られるべき助言機能】</p> <p>③ さらに、奄美基金の目的達成のためには、保証、融資の現行業務に加え、地元事業者等の意見を踏まえ、奄美の状況に即した助言業務を実施し機能強化を図り、群島産業の振興に貢献することが必要である。</p>
--	---

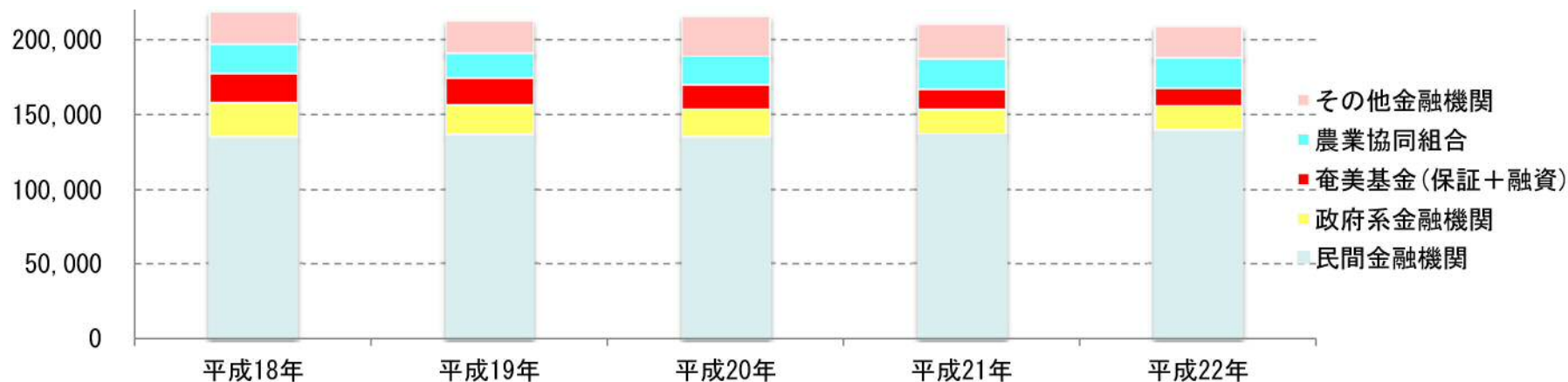
3. 奄美群島振興開発基金第三者委員会報告の概要③

<p>(2) ガバナンスの強化、金融業務型の成果目標達成法人としての在り方</p>	<p>① 内部統制体制の確立、強化を図り業務目標管理の徹底を行いながら、事務・業務プロセスの整理・改善を促進することが必要。 また、能力、貢献度に応じた人事管理体制(制度)への改正を行い、職員の意識向上を促進。</p> <p>② コンプライアンス及び危機管理体制の見直しを実施。</p>
<p>(3) 繰越欠損金解消に向けての具体的な計画作成</p>	<p>① 繰越欠損金解消にあたっては、収支改善を図るために収入の確保が必要であり、審査の徹底を前提に、融資・保証残高を拡大することにより保証料・貸付金利等による安定的な収入を維持する。</p> <p>② 一方、発生リスクを最小限に抑制していくため、審査担当職員の資質の向上、審査委員会の活用等による審査の一層の厳格化、債権管理・回収の強化、促進、あるいは地域の実情を踏まえたきめ細やかな助言業務等により資産内容の維持向上に努める。</p> <p>③ また、既に有しているリスク管理債権については、法的措置を含む債権管理体制の強化、債権管理プロセスの見直しによる発生抑制、回収強化を図る。 併せて、サービサーの活用も検討する課題である。</p> <p>④ 内部統制の強化により、業務目標、リスク管理等を統合管理し、収支改善を総合的かつ確実に進める。</p>

4. 奄美基金の群島内における位置づけ①

奄美群島内の貸出残高は、平成22年度末時点で2,088億円。
このうち、奄美基金の保証・融資の残高は119億円、全体に占める割合は5.7%

奄美群島内の貸出残高の状況
(百万円)



奄美群島内の貸出残高の状況 (詳細)

(単位：百万円)

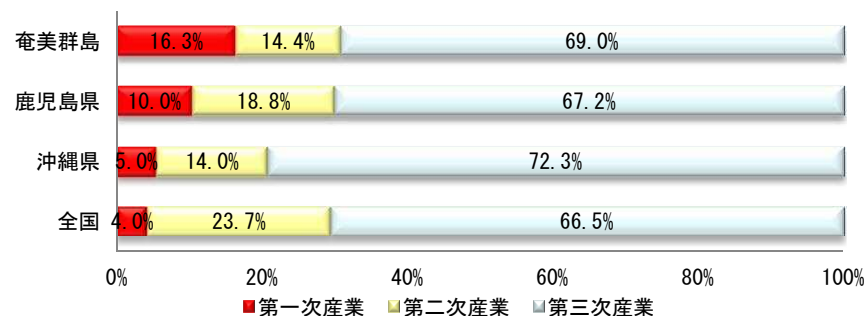
	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
民間金融機関	144,489	66.0%	145,012	68.2%	142,079	65.9%	142,632	67.7%	144,733	69.3%
うち奄美基金の保証付	8,920	4.1%	8,013	3.8%	6,709	3.1%	5,095	2.4%	4,698	2.2%
政府系金融機関	33,269	15.2%	29,870	14.1%	28,160	13.1%	24,401	11.6%	23,368	11.2%
うち奄美基金(融資)	10,776	4.9%	10,391	4.9%	9,502	4.4%	8,287	3.9%	7,161	3.4%
農業協同組合	19,301	8.8%	16,406	7.7%	19,004	8.8%	20,129	9.6%	20,211	9.7%
漁業協同組合	35	0.0%	28	0.0%	27	0.0%	28	0.0%	26	0.0%
その他金融機関	21,742	10.0%	21,232	10.0%	26,341	12.2%	23,580	11.1%	20,506	9.8%
合計	218,836	100.0%	212,548	100.0%	215,611	100.0%	210,770	100.0%	208,844	100.0%
奄美基金(保証) / 民間金融機関		6.2%		5.5%		4.7%		3.6%		3.2%
奄美基金(融資) / 政府系機関		32.4%		34.8%		33.7%		34.0%		30.6%
奄美基金(保証+融資) / 合計		9.0%		8.7%		7.5%		6.3%		5.7%

資料出所：「奄美群島の概況（平成23年度）」鹿児島県発行

4. 奄美基金の群島内における位置づけ②(対象産業)

- 奄美群島の就業構造は、基幹産業である第一次産業の割合が高いが、その所得水準は低い。また、第二次・第三次産業も、他地域と比較して事業規模は小さいものとなっている。
- 民間金融機関では貸出対象となり難い業種（特に第一次産業）向けの資金については奄美基金が重点的に取り扱うことで、民業補完を図っている。

【奄美群島の就業構造等】



※資料出所：「奄美群島の概要」鹿児島県

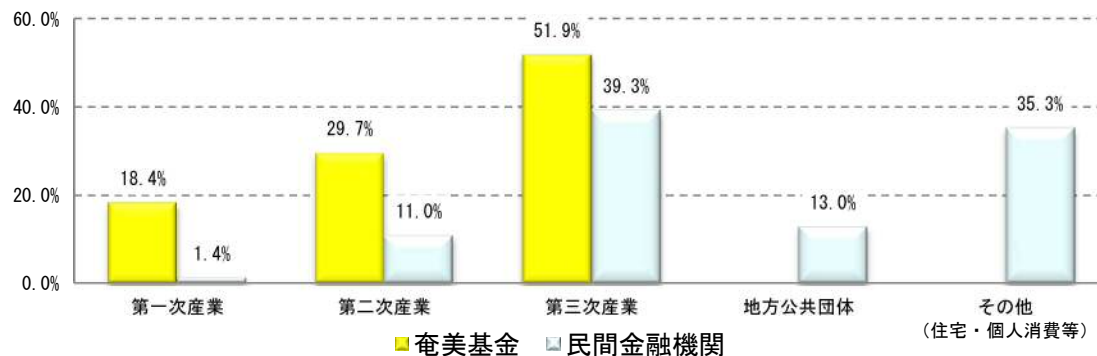
【所得状況】

(単位：千円)

	奄美群島	鹿児島県	沖縄県	全国
人口一人あたり所得	1,970	2,207	2,045	2,660
農家一戸あたり所得	1,276	1,662	2,051	1,241

※資料出所：「奄美群島の概要」鹿児島県

【貸出残高における産業別割合等】



・民間金融機関においては、地方公共団体向貸出及び住宅・個人消費ローン等の取り扱いがあり、低リスクかつ高収益の貸出により事業の安定維持を図っている。

・奄美基金においては、民間金融機関において貸出割合が低い第一次産業への支援の割合が高い。

※民間金融機関の割合は、奄美群島に本支店を持つ4機関の平成23年度末平均。
 ※奄美基金は保証・融資業務の平成23年度末残高合算にて算出。

4. 奄美基金の群島内における位置づけ③

現状において、奄美群島内事業者の資金調達方法として、奄美基金の保証・融資が相当程度選択されているほか、今後の利用意向としても49%の事業者が奄美基金（保証・融資）の利用を希望

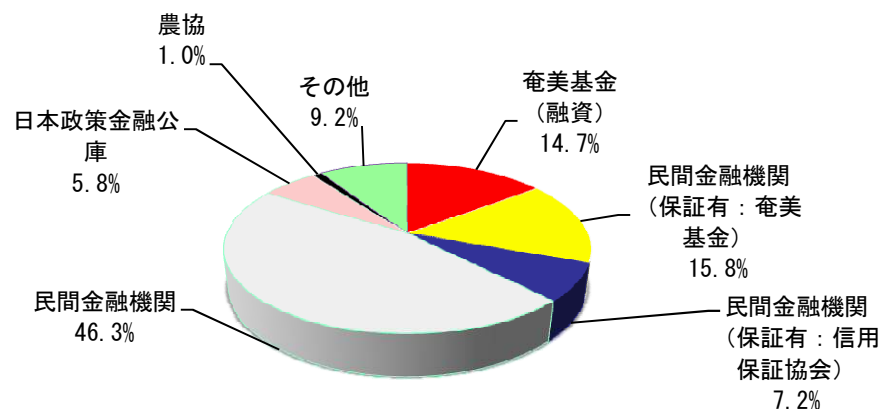
○奄美群島内事業者の資金調達方法及び奄美基金の利用意向について

事業者の資金調達方法（535事業者：複数回答有り）



資料出所：奄美群島振興開発アンケート調査報告書（平成24年9月鹿児島県）

【参考】奄美基金が平成23年度に保証・貸付を行った利用者の借入総額に占める奄美基金の関与度合い



平成23年度の奄美基金利用者の借入総額のうち

奄美基金の直接融資を利用した借入：14.7%
 奄美基金の保証を利用した民間借入：15.8%

全体の関与度合いは30.5%

4. 奄美基金の群島内における位置づけ④

- 民間金融機関等の奄美群島内における本支店数は、主なものとして、以下のとおりである。
 鹿児島銀行（地方銀行） 6 南日本銀行（第二地方銀行） 1
 奄美大島信用金庫 14 奄美信用組合 14
 （日本政策金融公庫、鹿児島県信用保証協会等は設置されていない。）
- 奄美基金においては、奄美群島の地理的不利性を踏まえ、基幹産業である農業（サトウキビ、畜産、花卉、園芸等）が盛んな地域において、現地で直接的な対応が図れるよう出先事務所を設置。

【民間金融機関等の本支店開設状況】

	奄美基金	民間金融機関（主要4機関）				日本政策金融公庫	鹿児島県信用保証協会
		鹿児島銀行	南日本銀行	奄美大島信金	奄美信組		
奄美大島	1	3	1	7	8	-	-
喜界島	-	1	-	1	1	-	-
徳之島	1	1	-	3	3	-	-
沖永良部島	1	1	-	2	2	-	-
与論島	-	-	-	1	-	-	-
本支店数計	3	6	1	14	14	-	-

※鹿児島銀行、南日本銀行は支店数。

4. 奄美基金の群島内における位置づけ⑤(融資業務)

区分	(独)奄美群島振興開発基金	(株)日本政策金融公庫			
		農林水産事業	国民生活事業	中小企業事業	
根拠法	奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)			
設立年月日	平成16年10月1日 (旧基金:昭和30年9月10日)	平成20年10月1日(旧農林公庫、旧国民公庫、旧中小公庫が統合)			
設置場所	本店(奄美市名瀬) 出先事務所(2)(徳之島、沖永良部)	本店(千代田区大手町) 支店(152)(県内は3支店(鹿児島市、鹿屋市、川内市))			
第一次産業	対象者	農林漁業者	農林漁業者	対象としてない	
	金利	1.20%~1.35%	1.20%(基本) (0.40%~1.20%)		
	限度額	(農)450~1,500万円 (林)300~1,000万円 (水)300~5,000万円	1.5~10.0億円		
	期間	15年以内	25年以内		
第二、三産業	対象者	大島紬業、黒糖焼酎業、 観光業、製糖業、流通・加工、 地域資源活用型産業 など	対象としていない	中小企業者・小企業者等 事業者全般	中小企業者(製造、建設、運輸、 卸・小売、サービス)
	金利	1.65%~3.25%		2.05%(基準) (1.00%~4.00%)(特利)	1.55%(基準) (0.65%~2.55%)(特利)
	限度額	1,500~7,000万円 (大型製糖工場向け資金は事業費 の80%)		4,800~7,200万円	7.2~12億円
	期間	(運転)7年以内 (設備)15年以内		(運転)7年以内 (設備)20年以内	
その他	・鹿児島県からの利子助成あり(農業、水産業の設備)	・(財)農林水産長期金融協会からの利子助成(当初5年実質無利子)等あり	・第三者不要、無担保・無保証人制度あり ・その他教育ローン、経済対策による融資制度等あり	・その他経済対策による貸付、災害復旧貸付の制度等あり	

(注1) 農林水産事業の金利、限度額、期間は「農業経営基盤強化資金(スーパーL)」(認定農業者向け)の貸付条件である。

(注2) 国民生活事業の金利、限度額、期間は「普通貸付」の貸付条件である。

(注3) 中小企業事業の金利、限度額、期間は「特別貸付」の貸付条件である。

(注4) 金利は平成24年11月26日現在のものである。

4. 奄美基金の群島内における位置づけ⑥(保証業務)

区分	(独)奄美群島振興開発基金	鹿児島県信用保証協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	
根拠法	奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)	信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)	農業信用保証保険法 (昭和36年法律第204号)	中小漁業融資保証法 (昭和27年法律第346号)	
設立年月日	平成16年10月1日(旧基金:昭和30年9月10日)	昭和23年12月30日	昭和37年3月20日	昭和28年7月18日	
設置場所	本店(奄美市名瀬) 出先事務所(2)(徳之島、沖永良部)	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	
対象地域	奄美群島(奄美市及び大島郡)	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	
	<small>鹿児島県信用保証協会は、鹿児島県の区域内における中小企業者等の金融機関に対する債務保証を業務としている。 一方、当基金は、奄美群島振興開発に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とし、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所(居所)を有する者の金融機関に対する債務を業務としているため、奄美群島については、従前より基金が対応するとの棲み分けがなされている。(ただし、セーフティネット保証等については、基金が窓口となっている。)</small>				
対象事業者	全産業(第一次産業から第二次、三次産業まで)	一次産業を除く産業(農業は農業信用基金協会が、水産業は漁業信用基金協会がそれぞれ独自に対応)	農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会の会員 基金協会の会員である漁協、水加協の組合員たる漁業者等 	
保証制度	限度額	2億円(組合は2.3億円)	2.8億円(組合は4.8億円)	資金により異なる (近代化資金:0.5~2億円) 資金により異なる (近代化資金:0.18~3.6億円)	
	保証料	0.45~1.90%(※責任共有制度あり)	0.45~1.90%(※責任共有制度あり)	0.20~2.00% (部分保証あり)	
	保証人	原則として1名以上	法人:代表者は徴求 個人:原則不要	資金により異なる (無保証人制度あり)	資金により異なる (無保証人制度あり)
	担保	必要に応じて徴求	無担保枠制度あり(0.8億円)	資金により無担保枠制度あり (資金により枠は異なる)	無担保枠制度あり
	その他	その他県制度保証等あり	その他中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、セーフティネット保証及び県制度保証等あり	なし	なし

4. 奄美基金の群島内における位置づけ⑦(産業別・融資業務・保証業務) 国土交通省

奄美基金は、第一～三次産業の従事者に対する保証及び融資の金融支援をワンストップで行っている。

事業者区分	支援手法	各機関の対応状況							
		奄美基金	日本政策金融公庫			信用保証協会	農業信用基金協会	漁業信用基金協会	民間金融機関
			農林水産	中小企業	国民生活				
第一次産業	保証	○	×	×	×	×	○ (農林業限定)	○ (漁業限定)	×
	融資	○	○	×	×	×	×	×	○
第二次産業	保証	○	×	×	×	○	×	×	×
	融資	○	×	○ (事業規模=大)	○	×	×	×	○
第三次産業	保証	○	×	×	×	○	×	×	×
	融資	○	×	○ (事業規模=大)	○	×	×	×	○

5. 奄美群島の経済情勢の推移①

繰越欠損金の発生は、民間金融機関が被る可能性のあった融資・保証業務のリスクをカバーすることにより、奄美群島における金融体制の安定維持に寄与した結果とも考えられる。

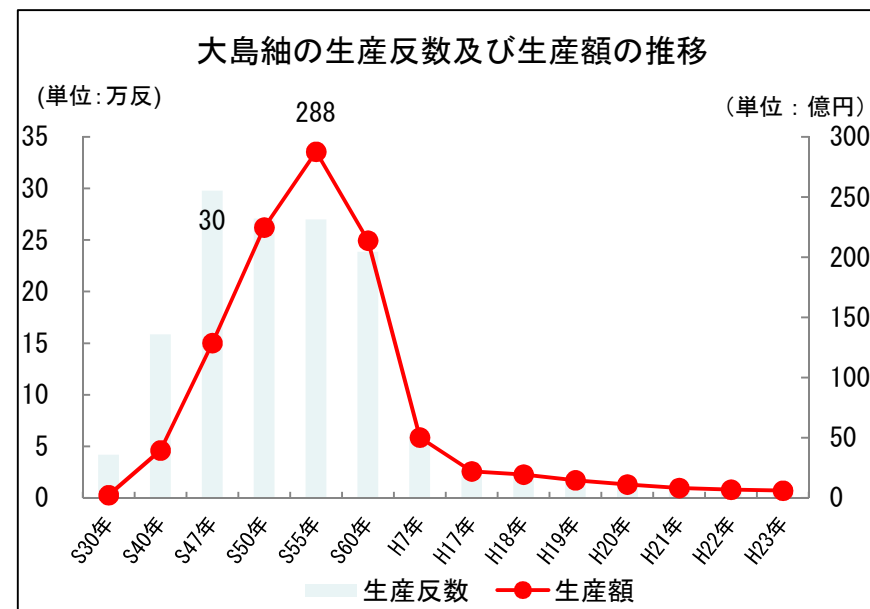
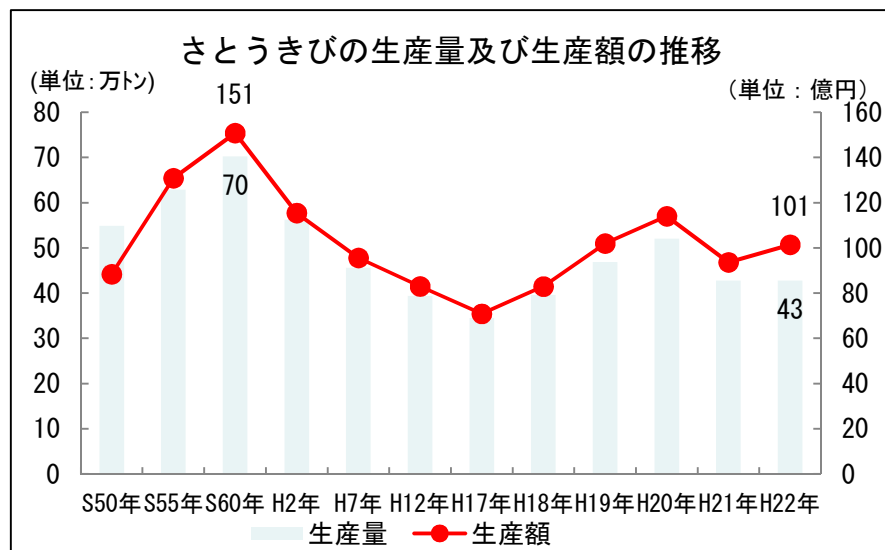
以下に掲げる奄美群島を取り巻く経済状況に加え、奄美基金においても事業者に対する金融支援に際しての審査基準が独自であった(不動産担保評価の手法において、一般的な基準よりも高めに設定されていた等)ことなどにより、不良性資産が増加し欠損金が生じることになったと考えられる。

(1) 基幹作目であるさとうきび生産の減少

台風常襲地域である奄美群島の地理性による収入の安定維持の問題、生産農家の高齢化及び担い手不足、収穫作業の機械化の遅れなどが影響

(2) 和装需要の低迷による大島紬の衰退

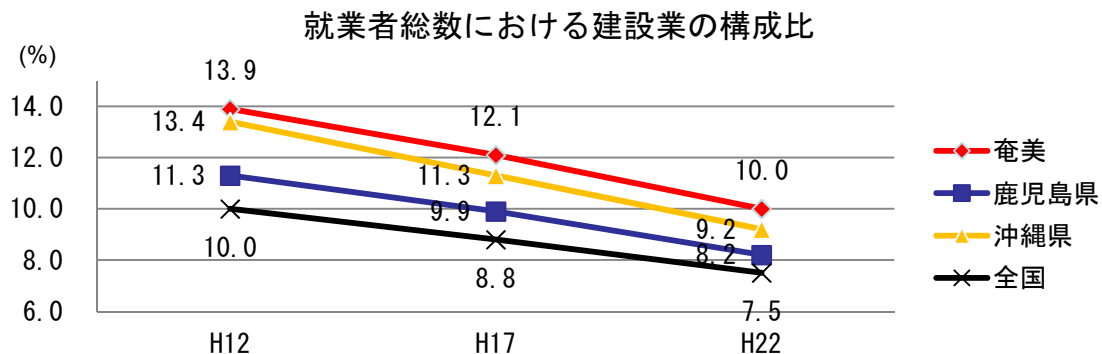
高度経済成長期に需要が大幅に伸び、奄美群島の基幹産業と認識されることとなったが、全国的な和装需要の低迷の影響から、大幅に業況が低下



5. 奄美群島の経済情勢の推移②

(3) 公共投資の縮小等に伴う建設業の衰退

奄美群島内の産業構造の特徴の1つは建設業の構成比が高いこと。公共投資の縮小や島外企業等との競合激化といった環境変化の中で減少傾向をたどっている。



(4) 所得水準の格差

これまでの諸施策の結果、奄美群島の所得水準は上昇し、全国や他地域との格差も縮まりつつあるが、依然として大きな格差が生じている状況にある。

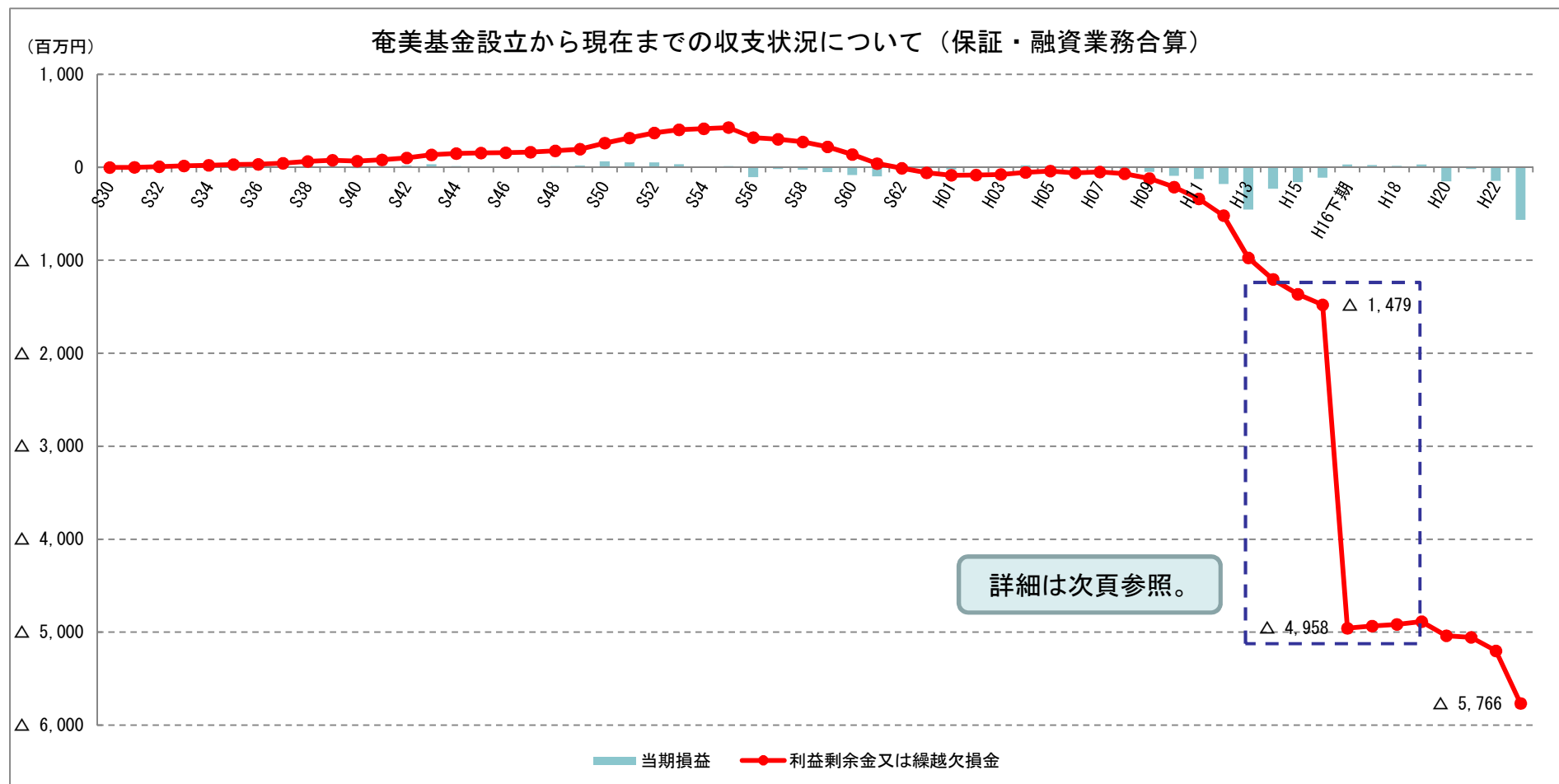
(単位：千円)

区分	S55年度	S60年度	H2年度	H19年度	H20年度	H21年度
人口一人当たり所得	奄美	1,145	1,451	1,740	2,015	1,970
	鹿児島県	1,265	1,617	2,066	2,388	2,259
	沖縄県	1,199	1,601	1,892	2,052	2,045
	全国	1,706	2,152	2,819	2,965	2,756
対全国格差	奄美	67.2	67.5	61.7	68.0	70.7
	鹿児島県	74.2	75.2	73.3	80.5	82.0
	沖縄県	70.3	74.4	67.1	69.2	74.2

資料：「奄美群島の概要」鹿児島県

6. 奄美群島の経済情勢の変遷に伴う財務状況の推移

昭和の時代は、奄美群島の基幹産業（さとうきび、大島紬）の発展と共に収支状況も黒字を示していたが、平成以降、当該産業の衰退の影響から、収支状況は減少傾向にあり、特に平成10年以降、急激な減少を示している。



6. 財務状況の推移①(独立行政法人化時)

独立行政法人化にあたって新たに作成した開始貸借対照表における引当金の算出方法について、企業会計に準拠した独立行政法人会計基準に基づいた処理を行ったことから、大幅に繰越欠損金が増加。

引当金は自己査定の結果に基づいた債権等の回収可能性を勘案して見積もった額を計上することとされているため、旧法人の法定決算にて計上されていた引当金よりも増加することとなり、その結果として繰越欠損金も増加

(単位:百万円)

区分	H16/9末 貸借対照表 A	H16/10時点 開始貸借対照表 B	欠損金積み増し額 (B-A)
繰越欠損金	△ 1,479	△ 4,989	△ 3,510
保証業務分	△ 1,346	△ 2,688	△ 1,342
融資業務分	△ 133	△ 2,301	△ 2,168

欠損金積み増し額のほとんどが、引当金の増加によるものである。

(引当金増加内訳)

保証業務：△1,913百万円→△3,189百万円

(1,276百万円の引当増)

融資業務：△36百万円→△2,037百万円

(2,001百万円の引当増)

6. 財務状況の推移②(独立行政法人化以降)

平成23年度末における繰越欠損金は58億円（保証・融資業務合計）

審査の厳格化、経営・再生支援措置や督促体制の強化、地元行政・商工団体・金融機関等と連携し奄美群島の産業活性化のサポートを図りながら、利用者の信用リスクの改善、利用機会の増加を促し収支の改善及び財務内容の健全化に努めている。

○収支の状況（独立行政法人化以降）

（単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【保証業務】								
経常収益	167	145	318	290	144	471	92	111
保証料収入	89	126	134	107	114	86	63	71
保証債務損失引当金戻入	64	-	165	153	-	322	-	-
有価証券利息	3	10	13	19	20	20	21	24
経常費用	172	185	338	308	269	507	215	465
求償権償却引当金繰入	106	55	212	189	110	403	101	268
保証債務損失引当金繰入	-	1	-	-	45	-	8	90
一般管理費	66	130	126	119	114	104	105	107
経常利益	△ 5	△ 41	△ 20	△ 19	△ 125	△ 37	△ 123	△ 355
当期総利益	30	1	2	4	△ 102	△ 19	△ 86	△ 355
繰越欠損金	△ 2,658	△ 2,657	△ 2,655	△ 2,651	△ 2,753	△ 2,773	△ 2,859	△ 3,214
【融資業務】								
経常収益	123	206	198	181	171	161	141	133
貸付金利息収入	123	206	198	179	169	159	139	131
経常費用	122	184	183	155	223	159	201	344
貸倒引当金繰入	30	12	28	17	97	47	91	235
一般管理費	64	128	125	116	112	103	104	107
支払利息	29	44	30	22	15	9	5	3
経常利益	1	23	15	26	△ 53	2	△ 60	△ 211
当期総利益	1	23	15	26	△ 49	2	△ 60	△ 211
繰越欠損金	△ 2,300	△ 2,277	△ 2,262	△ 2,235	△ 2,285	△ 2,282	△ 2,342	△ 2,553
【合計】								
経常収益	290	351	516	471	315	632	232	244
経常費用	294	369	521	463	492	666	415	809
経常利益	△ 4	△ 18	△ 5	8	△ 178	△ 34	△ 183	△ 565
当期総利益	31	24	18	30	△ 152	△ 17	△ 146	△ 565
繰越欠損金	△ 4,958	△ 4,934	△ 4,917	△ 4,886	△ 5,038	△ 5,055	△ 5,201	△ 5,767

（注）単位未満は四捨五入。
小科目については主要なものを記載。

6. 財務状況の推移③(リスク管理債権)

リスク管理債権割合は53.7%（保証・融資）と他機関に比して高い水準にある。
 従来より、リスク管理債権の削減に努めており、金額自体は減少しているが、地域内経済低迷の影響等から、総残高が減少しているため、リスク管理債権割合は増加している。

○奄美基金におけるリスク管理債権の推移（過去5年）

（単位：百万円）

【保証業務（保証債務+求償権）】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額(A)	2,340	2,338	1,638	1,318	1,347
延滞債権額(B)	2,135	1,785	1,573	1,646	1,732
3ヶ月以上延滞債権額(C)	150	212	13	79	7
貸出条件緩和債権額(D)	222	297	656	791	621
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	4,847	4,632	3,880	3,834	3,707
総残高(F)	11,598	9,914	8,083	7,168	7,052
リスク管理債権割合(E)/(F)	41.8%	46.7%	48.0%	53.5%	52.6%

【融資業務】

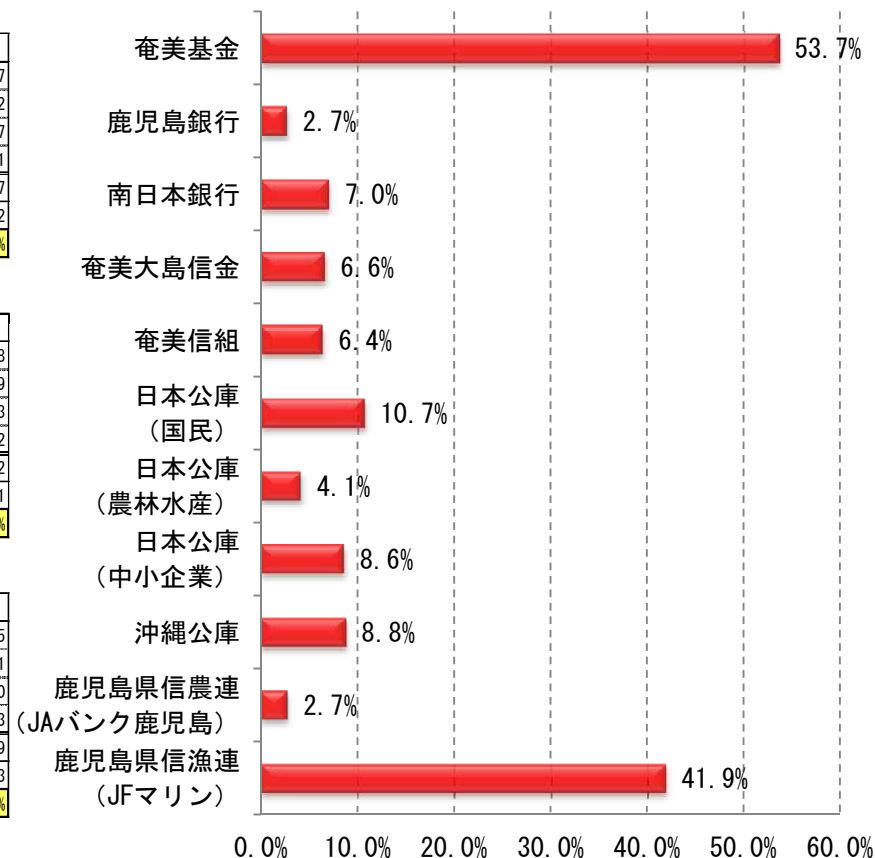
区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額(A)	831	881	688	470	408
延滞債権額(B)	2,986	2,795	2,655	2,403	2,229
3ヶ月以上延滞債権額(C)	127	58	13	29	33
貸出条件緩和債権額(D)	674	664	542	853	962
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	4,619	4,398	3,898	3,754	3,632
総貸付残高(F)	10,391	9,502	8,287	7,161	6,621
リスク管理債権割合(E)/(F)	44.5%	46.3%	47.0%	52.4%	54.9%

【合 計】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額(A)	3,172	3,218	2,326	1,787	1,755
延滞債権額(B)	5,121	4,580	4,228	4,049	3,961
3ヶ月以上延滞債権額(C)	277	270	25	108	40
貸出条件緩和債権額(D)	896	961	1,199	1,644	1,583
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	9,466	9,030	7,778	7,588	7,339
総残高(F)	21,990	19,416	16,371	14,329	13,673
リスク管理債権割合(E)/(F)	43.0%	46.5%	47.5%	53.0%	53.7%

※金融検査マニュアルに則った厳格な自己査定を行うため、平成22年度決算時より、リスク管理債権の算定区分（貸出条件緩和債権に係るもの）の基準変更を行ったことにより、リスク管理債権割合が大幅に増加することとなった。

○リスク管理債権割合の他法人との比較（H23末）



※ 奄美基金のリスク管理債権割合は保証・融資業務合算。
 奄美基金、奄美大島信金、奄美信組以外の法人又は事業においては、奄美地域のみの数値が不明であるため法人又は事業全体のもの
 で比較している。

6. 財務状況の推移④(代位弁済)

代位弁済率は平成22年度：1.22%、平成23年度：1.10%と、近年は他機関に比して低い水準にある。

【参考】平成18年度以前（S31～H18）の代位弁済率の平均は2.11%。

(単位：千円)

区分		年度				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平均保証残高	金額	8,276,844	7,202,499	5,920,552	4,772,900	4,671,618
	対前年度比	86.85%	87.02%	82.20%	80.62%	97.88%
代位弁済	金額	423,782	273,867	713,583	58,123	51,187
	件数	18	34	46	8	7
	一件当平均額	23,543	8,055	15,513	7,265	7,312
	代弁率	5.12%	3.80%	12.05%	1.22%	1.10%

(注) 代位弁済率 = 代位弁済額 ÷ 平均保証残高

【代位弁済率の比較】

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
奄美基金	5.12%	3.80%	12.05%	1.22%	1.10%
鹿児島県信用保証協会	2.64%	3.14%	2.16%	2.09%	1.95%
全国の信用保証協会(平均)	2.71%	3.05%	3.19%	2.67%	2.50%

(注) 全国の信用保証協会の平成20年度以降の代位弁済率は、「代位弁済率 = 代位弁済額 ÷ 年度末保証残高」にて算出した。

※ 平成21年度において代位弁済額及び代位弁済率が増加しているが、これは資金繰りの状況を踏まえ毎年度計画的に行っていた代位弁済に一定の目処が立ったことから、その時点までに代位弁済の請求があったものを全て履行したためである。

平成22年度以降については、当年度に代位弁済の請求がある保証債務は全て当年度で処理している。